

令和7年度

朝来市商工業支援施策

目次

- 事業資金確保に関する支援
 - 1. 中小企業融資利用支援事業 1 ページ
- 企業誘致・工場等新增設に関する支援
 - 2. 企業誘致及び雇用促進奨励金..... 2 ページ
 - 3. サテライトオフィス等開設補助金..... 2 ページ
- 就業者確保に関する支援
 - 4. 企業就業者確保支援補助金..... 3 ページ
 - 5. 人材確保支援補助金 3 ページ
- 住宅改修・修繕等に関する支援
 - 6. 住宅リフォーム工事補助金..... 4 ページ
- 受注機会確保等に関する支援
 - 7. 店舗リニューアル工事補助金..... 4 ページ
 - 8. 先端設備等導入促進補助金 4 ページ
- 創業・開業に関する支援
 - 9. にぎわい創出補助金 5 ページ
- 税に関する支援
 - 10. 地域未来投資促進法に基づく支援..... 5 ページ
 - 11. 中小企業等経営強化法に基づく支援..... 5 ページ
- (参考) 国の補助制度 6 ページ
- お問い合わせ先一覧 6 ページ



あなたはまちの未来

ASAGOiNG

◎注意事項

- ✓ 令和7年度当初の情報を記載しています。補助金等の申請状況によっては、申請期間内であっても予算の上限に達した場合は申請受付を終了している場合があります。
- ✓ 支援施策の概要を記載しています。各支援施策の詳細については最終ページに記載しているお問い合わせ先にご連絡ください。

事業資金確保に関する支援

1. 中小企業融資利用支援事業

- 内 容 兵庫県中小企業融資を利用する市内の事業者に対して、対象の融資にかかる信用保証料の一部もしくは3年間の利子について、予算の範囲内で補助金を交付

補助内容	対象となる兵庫県中小企業融資
<u>信用保証料補助</u> 対象となる兵庫県中小企業融資を借り入れた際に、兵庫県信用保証協会に支払った信用保証料の2分の1の額を補助 (限度額 60 万円)	・新分野進出資金 ・設備投資資金 ・開業資金 ・経営安定資金 ・借換資金 ・長期資金 ・短期資金 ・小規模資金 ・経営活性化資金
<u>利子補給</u> 対象となる兵庫県中小企業融資を借り入れて、支払った利子の全額を3年間補給 (単年度限度額 20 万円、 複数年年度の累計限度額 60 万円)	・新分野進出資金 ・設備投資資金 ・開業資金 ・経営安定資金 ・借換資金

※信用保証料補助と利子補給は併用できず、どちらか一方のみとなります。

※兵庫県中小企業融資の制度内容については、各金融機関へお問い合わせください。

- 申請方法 金融機関へ対象となる融資の申込をされた後に、市に所定の申請書を提出してください。
すでに実行された融資に対しては申請することはできません。融資の実行前に申請してください。
市内の金融機関(但馬銀行・但馬信用金庫・但陽信用金庫・兵庫県信用組合(順不同))各支店でも、申請の相談を受けられます。
- 制度期間 令和5年度から令和7年度(令和8年3月31日までに融資実行されたものが対象となります)
- その他 利子補給については、年度(4月～3月)ごとに毎年、申請していただく必要があります。
補助金交付後に、対象融資を繰上返済された場合は、補助金を返還していただく場合がありますので、繰上返済を検討される場合は、市経済振興課にご連絡ください。
融資を受けるには金融機関の審査がありますので、補助金の交付決定を受けても融資の実行が約束されたものではないことをご承知おきください。

企業誘致・工場等新增設に関する支援

2. 企業誘致及び雇用促進奨励金

種類	要件	奨励金額、期間等
企業立地促進奨励金	工場の新設又は増設に係る投下固定資産総額が1億円以上で、かつ、操業開始の日前3ヶ月から操業開始の日までに新たに雇用された常用雇用者（雇用保険の一般被保険者）が5人以上いることが必要です	・奨励金額：投下固定資産総額の5% ・限度額：3,000万円 ※新設又は増設に対して1回限り
固定資産税相当額奨励金	工場の新設又は増設に係る投下固定資産総額が3,000万円以上で、かつ、操業開始の日前3ヶ月から操業開始の日後6年までの間に新たに雇用され、引き続き1年以上継続して雇用している常用雇用者（雇用保険の一般被保険者）が5人以上いることが必要です	・奨励金額：固定資産税相当額の2分の1 ・期間：6年間
雇用促進奨励金		・奨励金額：新規雇用者×40万円（市内在住者） 新規雇用者×20万円（市外在住者） ・上限：40人 ※該当する新規雇用者1人につき1回限り

対 象 者 日本産業標準分類に掲げる業種のうち、製造業、情報通信業、運輸業に該当する事業者及び市長が必要と認めた業種の事業者

3. サテライトオフィス等開設補助金

- 内 容 市内でサテライトオフィスやシェアオフィス等、またソフトウェア業などのIT関連のオフィス等を開設するために要する経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付
- 対象経費 開設時：①改装費又は新築費用 ②事務機器取得費 ③事務所引越費用 ④移住者生活支援費
3年間：⑤建物賃借料 ⑥通信回線使用料 ⑦地域課題解決事業支援費
- 補助金額 ①サテライトオフィス等の改装費又は新築費用の3分の2以内で最高300万円
②事業の用に供する事務機器取得費の3分の2以内で最高75万円
③事務所引越し費用の2分の1以内で最大20万円
④サテライトオフィス等の開設に伴い本市に移住する従業員1人につき10万円
⑤サテライトオフィス等の賃借料の3分の2以内で最高75,000円/月で3年間分
⑥インターネット接続費等の通信回線の使用料の3分の2以内で最高75,000円/月で3年間分
⑦地域課題の解決に資すると市長が認める事業にかかる消耗品費及び原材料費の2分の1以内で最高50万円/年で3年間分
- 制度期間 令和3年度から令和8年度
- そ の 他 ひょうごイノベーション拠点開設支援事業の認定を受けた事業者については補助率、補助金額が一部異なります。

市内企業の就業者確保に関する支援

4. 企業就業者確保支援補助金

- 内 容 従業員の奨学金返済負担軽減制度を設けている市内企業及び個人事業者に対してその支給額の一部について、予算の範囲内で補助金を交付
- 補助対象企業
 - ・市内の企業等（市内に事業所を有する個人又は法人で、市内において1年以上事業を営んでいること）
 - ・対象従業員に対して奨学金返済負担軽減制度を設けていること
- 従業員の範囲
 - ①正社員である者
 - ②日本学生支援機構の奨学金を受給し、返済義務のある者
 - ③申請時点で、当該企業に就職後17年以内の者
 - ④申請時点で、市内事業所に勤務する者
 - ⑤40歳未満の者（申請年度末時点で39歳以下の者）
- 補助金額
 - ・対象従業員1人あたりの年間返済額を補助対象とし、その3分の1を補助
 - ・補助上限は年6万円（ただし、企業が対象従業員に支給した額の2分の1の額が6万円を下回る場合は、その額）
- 制度期間 平成30年度から令和8年度
対象従業員1人につき最大17ヶ年（就職17年目の者であれば、補助期間は最長1年間）

例：従業員の年間返済額と企業の支援額に応じた補助金額

	従業員の年間返済額	企業の支援総額	市の補助額	企業の実質負担額
ケース1	18万円	10万円	5万円（企業支給額の1/2）	5万円
ケース2	20万円	15万円	6万円（上限6万円）	9万円
ケース3	20万円	10万円	5万円（企業支給額の1/2）	5万円
ケース4	12万円	10万円	4万円（年間返済額の1/3）	6万円
ケース5	12万円	6万円	3万円（企業支給額の1/2）	3万円

- そ の 他 兵庫県においても同様の補助制度を設けており、併用することが可能です。（兵庫県の制度は対象企業に条件があります。）

5. 人材確保支援補助金

- 内 容 市内事業所への採用又は配属を目的として、就職・転職情報サイトに求人情報を掲載するために必要な経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付
- 対 象 者 市内に事業所を有する個人事業主及び法人（大企業を除く）
- 対象経費 就職・転職情報サイトに求人情報を掲載するために必要な基本料金、オプション料金※等の経費
※就職・転職情報サイトの登録学生にダイレクトメッセージを送信する、
サイト内で上位に表示させるなどの有料オプション
- 補助金額 補助対象経費の2分の1（限度額20万円）
- 制度期間 令和6年度から令和8年度
- そ の 他 申請は1事業者1年度につき1回限りです。

住宅改築・修繕に関する支援

6. 住宅リフォーム工事補助金

- 内 容 市内事業者を活用して住宅リフォームを行う市民の方に対し、改修工事に係る経費の一部について予算の範囲内で補助金を交付
- 対象経費 自己が所有し、住んでいる市内の住居で20万円以上を要する補助対象工事にかかる経費
※マンション等は個人占有部分、店舗等併用住宅は住居部分のみ
- 補助金額 補助対象経費の10%（限度額10万円）
- 申請期間 令和7年5月12日（月）から予算の上限に達し次第、受付終了
- そ の 他 申請は1世帯1年度につき1回限りです。

受注機会確保等に関する支援

7. 店舗リニューアル工事補助金

- 内 容 市内事業者を活用して店舗のリニューアル工事を行う中小企業者等（指定の業種に限る）に対し、改修工事に係る経費の一部について予算の範囲内で補助金を交付
- 対象経費 市内に存する、事業の用に供する店舗で20万円以上（税抜）を要する補助対象工事にかかる経費
- 補助金額 補助対象経費の30%（限度額30万円）
- 申請期間 令和7年5月26日（月）から令和8年1月30日（金）まで
- そ の 他 申請は1事業者1回限りです。

8. 先端設備等導入促進補助金

- 内 容 市内の事業所において、先端設備等導入計画を策定し、先端設備等を導入する事業者に対して、導入に係る経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付
- 対 象 者 先端設備等導入計画の認定を受けた事業者
- 対象経費 認定を受けた先端設備等導入計画に基づき導入される先端設備等に係る設備購入費、施工費等の経費（太陽光発電設備を除く）
※固定資産税の課税標準の特例を受けることができるものに限ります。
- 補助金額 補助対象経費の2分の1（限度額50万円）
- 申請期間 令和7年4月1日（火）～令和8年1月30日（金）まで
- 制度期間 令和6年度～令和8年度
- そ の 他 申請は1事業者1年度につき1回限りです。

創業・開業に関する支援

9. にぎわい創出補助金

- 内 容 市内の空き家、空き店舗を活用して、新規出店するために要する経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付
- 対象経費 ①出店に必要な内外装工事等 ②営業に必要な店舗賃借料又は店舗買取費用
- 補助金額 ①店舗改装費及び備品購入費、広告宣伝費の2分の1以内で最高80万円
☆若者（40歳未満）又は移住者に該当する場合は、上限額が100万円（両方の場合、120万円）
 ②店 舗 賃 借 料：賃借料の2分の1以内で最高5万円/月で2年間分
 店舗買取費用：店舗買取費用の2分の1以内で最高120万円
- 制度期間 令和元年度から令和8年度
- そ の 他
 - ・ 補助金申請には朝来市商工会の推薦が必要になります
 - ・ 申請にあたっては朝来市商工会へお問い合わせください
 - ・ 所定の様式で事業計画書を提出していただく必要があります
 - ・ 事業計画の内容によっては、補助金をお断りする場合があります。
 - ・ 事務所機能のみの新規出店は対象外です
 - ・ 対象となる業種の指定があります（一部抜粋：小売業、宿泊業、飲食業、理容業、美容業）

税に関する支援

10. 地域未来投資促進法に基づく支援

地域経済牽引事業（朝来市の場合は①金属製品製造業、食品製造業等のものづくり分野 ②観光資源を活用した観光・文化・まちづくり ③物流関連産業分野）を朝来市において実施する民間事業者等を国・兵庫県・朝来市が一体となって支援します

税目等		支援措置内容	要件
法人税	機械、装置 器具、備品	税額控除4%又は 特別償却40%	・ 投資総額が2,000万円以上となる事業が対象 ・ 前年度の減価償却費の10%を超える設備投資が必要 ・ 対象資金の取得価格の合計額のうち本税制の支援対象となる金額は100億円を限度
	建物、附属設備 構築物	税額控除2%又は 特別償却20%	
市税	固定資産税	課税免除（3ヶ年度）	土地・建物・構築物の取得価格の合計額が1億円超（農林漁業は5,000万円超）

- 制度期間 令和6年度から令和10年度

11. 中小企業等経営強化法に基づく支援

中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の特例として、中小企業者が適用期間内（令和7年4月1日～令和9年3月31日）に雇用者給与等支給額を1.5%以上とする賃上げ方針を従業員に表明し、当該賃上げ方針位置づけて市から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる機械装置等を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税対象が最大5年間1/4に軽減。

項目	支援措置内容
1. 固定資産税の特例	【1.5%以上の賃上げ表明有りの場合】 3年間、課税標準を1/2に軽減 【3%以上の賃上げ表明有りの場合】 5年間、課税標準を1/4に軽減
2. 設備の要件	年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備
3. 対象設備	① 機械装置（160万円以上） ② 工具（30万円以上） ③ 器具備品（30万円以上） ④ 建物附属設備（60万円以上）

(参考) 国の補助制度

【注意】国の補助制度は、制度内容が都度見直しされており、また申請できる期間が決められています。
制度の詳しい内容について、中小企業庁のホームページ等でお調べください。
中小企業庁ホームページ <https://www.chusho.meti.go.jp/>



中小企業庁

小規模事業者持続化補助金

小規模事業者が自社の経営を見直し、自らが持続的な経営に向けた経営計画を作成した上で行う販路開拓や生産性向上の取組を支援する制度です。

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

中小企業・小規模事業者等が生産性の向上や持続的な賃上げに向けた新製品、新サービスの開発に必要な設備投資等を支援する制度です。

中小企業省力化投資補助金

人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しするための支援制度です。

お問い合わせ先一覧

各支援事業のお問い合わせ先

●朝来市 産業振興部 経済振興課

TEL 079-672-2816 FAX 079-672-3220

住所 〒669-5292 朝来市和田山町東谷 213-1 西館 2 階

※9. にぎわい創出事業については、下記機関でもお問い合わせいただけます

●朝来市商工会

TEL 079-672-2362

住所 〒669-5201 朝来市和田山町和田山 404

起業・経営に関する相談・お問い合わせ先

●あさご元気産業創生センター

TEL 079-672-2816

住所 〒669-5292 朝来市和田山町東谷 213-1 西館 2 階

中小企業診断士の資格を有したスタッフが、起業を計画されている方や経営計画の作成でお困りの方に個別にアドバイスさせていただきます。

※事業者・創業希望者のご予定に合わせた出張相談も可能

ご予約は上記電話番号またはホームページよりご予約ください。

ホームページ <https://www.city.asago.hyogo.jp/apic/>



ホームページ

U・I・J ターン等に伴う就業に関する相談・お問い合わせ先

●ジョブサポあさご

TEL 079-672-2816

- ・求人情報の提供
- ・就職イベント情報の発信
- ・企業情報の提供など朝来市で就職をお考えのみなさまをサポートします



ジョブサポあさご

The background of the entire page is a repeating pattern of interlocking circles. Each circle is composed of small, colored arrowheads pointing in a clockwise direction. The colors of the arrowheads are blue, orange, and dark purple. The circles are arranged in a way that they overlap and interlock, creating a continuous, flowing pattern across the entire page.

問い合わせ先

朝来市産業振興部 経済振興課

TEL 079-672-2816